第１期　事　業　報　告

（自　２０２２年１２月　１日
至　２０２３年　３月３１日）

株式会社 ＮＨＫメディアホールディングス

目　　次

第１期　事業報告

Ⅰ．会社の現況に関する事項 …… 2
１．　事業の経過および成果 …… 2
２．　対処すべき課題 …… 4
３．　設備投資等の状況 …… 5
４．　資金調達の状況 …… 5
５．　事業譲渡・吸収分割または新設分割の状況 …… 5
６．　事業譲受の状況 …… 6
７．　他の会社の株式その他の持ち分または新株予約権等の取得の状況 …… 6
８．　財産および損益の状況の推移 …… 6
９．　主要な事業内容 …… 6
10．　主要な事業所等 …… 6
11．　従業員の状況 …… 6
12．　重要な親会社および子会社の状況 …… 7
13．　主要な借入先と借入額 …… 7

Ⅱ．　会社の株式に関する事項 …… 8

Ⅲ．　会社役員に関する事項 …… 8

Ⅳ．　会計監査人の状況 …… 9

Ⅴ．　業務の適正を確保するための体制および運用状況 …… １０

Ⅰ．会社の現況に関する事項

１．事業の経過および成果

日本放送協会（以下ＮＨＫと言います。）の関連事業持株会社であるＮＨＫメディアホールディングスは、２０２２年１２月１日にＮＨＫからの出資により設立されました。当社は同日、番組やニュースなどのコンテンツ制作でＮＨＫの放送を支えてきたＮＨＫエンタープライズ、ＮＨＫエデュケーショナル、ＮＨＫグローバルメディアサービス、ＮＨＫプロモーション、ＮＨＫアートの株式の過半数を取得し、５社を子会社として傘下に置きました。そして３月１日に５社の株式１００％取得を完了しました。

当社は、ＮＨＫの衛星波の削減や受信料の値下げなどで事業規模縮小が見込まれる中で、「公共メディアＮＨＫを支え、傘下子会社を通して国民に安全・安心と信頼できる情報・豊かなコンテンツを届け、社会に貢献する」ことを経営理念に掲げ、傘下子会社のスリムで強靭な体制構築を進めます。当社が策定した「２０２２年度～２０２３年度　中期経営計画」では、①変化に強いスリムで強靭な経営、②信頼できる情報の発信と公共メディアの新たな価値創出への貢献、③ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）経営の推進を重点項目に掲げています。

２０２２年度は、傘下子会社への円滑かつ効率的な経営指導と経営管理、内部監査を行うための組織の確立とこれに基づく要員の配置など、組織・要員体制の整備等を行いました。そして傘下子会社の次年度の事業計画の策定指導等を行うとともに、傘下子会社の法務・経理・総務等、管理間接部門の業務の効率化・標準化に向け、制度とシステムにおける会社間の差異の抽出と分析を開始しました。コンテンツ制作においては、傘下子会社間の連携強化に取り組みました。また、２０２３年度に傘下子会社の内部監査部門を廃止し、ＭＨＤ内部監査室が子会社の監査を行う準備を進めると共に、グループとしての内部統制のレベルアップを図るための監査の高度化、標準化の検討を行いました。

当期の営業収益は、傘下５社からの経営指導料１０９百万円を計上しましたが、営業損失および経常損失は 24 百万円、当期純損失は２５百万円となりました。営業費用については、設立に伴う諸経費（租税公課含む）や人件費等で１３３百万円となりました。

なお、当社は傘下子会社を含めた連結決算は行っておりません。

当期における具体的な取り組み内容は以下の通りです。

（１）傘下子会社の事業計画および収支計画の作成

傘下子会社は、２０２３年度に予定されている衛星波の削減と受信料の値下げにより、ＮＨＫからの委託業務の大幅な減少が予想されています。傘下子会社の事業計画および収支計画では、傘下子会社に対するガバナンスを強化し、スリムで強靭な体制を整え、ＮＨＫ業務の効率的な運営を推進することを重要方針としました。具体的には、傘下子会社は売上が減少する局面においても、安全・安心を支え、暮らしを豊かにするコンテンツ等の制作を専門性とノウハウを結集させて効果的に行うとともに、生産性の向上や管理会計の高度化、営業利益率の維持・向上を事業計画および経営目標の柱としています。

（２）法務・経理・総務等の管理間接部門の効率化・集約への取り組み

傘下子会社の管理間接部門の業務のおよそ１割を２０２５年度までに集約する目標を定め、初年度は法務業務に着手しました。当期は各社が個別に行ってきた法律相談と弁護士契約を当社に集約・一元管理する体制づくりに取り組み、２０２３年４月から運用を開始しております。法務以外の管理間接業務についても、効率化と集約に向けた調査に着手したほか、業務標準化の一環として、経理を中心とするグループ標準システムの構築に着手しました。２０２３年４月よりまず当社でグループ標準システムの運用を開始しております。

（３）採用の一元化、人材育成への取り組み

業務・要員の効率化や管理機能の集約の具体施策の一つとして、個社ごとに対応してきた新卒採用活動を一元的に行いました。採用に関する各種情報提供サービスを当社と傘下子会社が一括利用できる契約にした他、ＮＨＫの採用イベント「ＮＨＫオンラインカレッジ」に傘下子会社も参加し情報発信を行うなど、スケールメリットを生かした経費削減を実現しつつ、採用時点からグループ人財としての意識の醸成、一括採用による訴求力向上・ブランド力の向上を図りました。

傘下子会社の社員に対しては、グループ一体での専門研修を実施しました。管理会

計の高度化を推進するための企業会計研修や、放送と通信の融合時代に対応できるデジタル人材育成を目指したｗｅｂ３等のセミナー、ＳＤＧｓの取り組みに関する勉強会などを開催しました。

（４）内部監査機能の集約

傘下子会社のガバナンスレベルの高度化・標準化を進めるため、各社の内部監査部門が実施してきた内部監査を２０２３年度より当社が一括して実施します。当期は、その準備として傘下子会社の内部監査担当者に過去の監査内容や手法などのヒアリングを実施、情報収集と分析を行いました。その結果をもとに２０２３年度の内部監査計画を策定、２０２３年４月よりテーマ監査を開始しています。

（５）傘下子会社のＩＴセキュリティの強靭化・高度化の推進

傘下子会社のＤＸ・ＩＴセキュリティの強靭化にむけて、ファイル共有サービスのＢＯＸライセンス契約や、映像制作アプリＡｄｏｂｅのライセンス契約の一本化に取り組みました。ＮＨＫグループ全体で進めているセキュリティの高い認証基盤であるＭＳ３６５Ｅ５の導入支援も行いました。他に傘下５社を対象にＤＸ・ＩＴセキュリティの高度化を担う人材を育成するための勉強会・セミナーを開催しました。

（６）傘下子会社の専門性を活かした事業連携・協業の推進

公共メディアの新たな価値創出に貢献するため、多彩な専門性とノウハウを持つ傘下子会社の連携を促進する担当者連絡会等を立ち上げました。デジタル領域ではｗｅｂ３関連で５社共同で開発・調査の検討を開始、イベント関連では防災関連の自主事業を傘下３社が共同で提案し受注につなげました。

２．対処すべき課題

２０２３年度は衛星波の削減と受信料値下げが予定されるなど、ＮＨＫの改革が一層進み、傘下子会社への委託費削減が見込まれます。かつてない厳しい経営環境下においても、多彩な専門性とノウハウを持つ傘下子会社の連携を促進し、シナジー効果による「信頼できる情報の発信強化と公共メディアの新たな価値の創出」に取り組

みます。その実現に向け、各子会社に対しては、事業別収支管理の徹底や固定費の削減などの取り組みの徹底、グループ全体においては管理間接部門の集約や重複業務の整理などを推進し、スリムで強靭な経営体質への転換を推し進めます。さらにコンプライアンスの徹底・ガバナンスの強化に向けて、内部監査機能を高度化させ傘下子会社の内部統制のレベルアップを図ります。

３．設備投資等の状況

当期の設備投資総額は１６１百万円で、内容は以下のとおりです。

（単位：千円）

資　産　の　種　類		取得価額	備　考
有形固定資産	建物付属設備	１０，１５８	居室電源・消防設備等工事その他
	工具、器具及び備品	９，３９５	ＰＣ、什器その他
無形固定資産	ソフトウェア	２４，３３３	セキュリティ等環境構築その他
	ソフトウェア仮勘定	１１７，６３０	基幹システム
計		１６１，５１６	

４．資金調達の状況

前記の設備投資の資金は、自己資金で充当しています。

５．事業譲渡・吸収分割または新設分割の状況

当社は、２０２３年３月１日付で、株式会社ＮＨＫエンタープライズ、株式会社ＮＨＫエデュケーショナル、株式会社ＮＨＫグローバルメディアサービス、株式会社ＮＨＫプロモーション、株式会社ＮＨＫアート、及び株式会社ＮＨＫ出版の資産を、吸収分割により承継しました。

６．事業譲受の状況

該当事項はございません。

７．他の会社の株式その他の持ち分または新株予約権等の取得の状況

該当事項はございません。

８．財産および損益の状況の推移

（単位：千円）

区　　分	第１期 （2023年３月期）
営　業　収　益	１０９，１０９
営　業　損　失	２４，８６２
経　常　損　失	２４，８６１
当 期 純 損 失	２５，１７８
１株当たり当期純損失	２５円１８銭
総　　資　　産	３，２４７，０９６
純　　資　　産	３，１３５，４０９

９．主要な事業内容

（１）傘下子会社の経営指導と経営管理

（２）傘下５社全体の管理間接部門の業務集約や重複業務の整理

（３）傘下子会社のガバナンスレベルの高度化、標準化

１０．主要な事業所等

本 社　　東京都渋谷区神南二丁目２番１号

１１．従業員の状況

従　業　員	うちＮＨＫ出向者	うち関連団体出向者
１３名	１０名	３名

注： 役員は含みません

１２．重要な親会社および子会社の状況

（１） 親会社との関係

当社の親会社は、ＮＨＫであり、当社の株式１，０００，０００株を保有しており、これは当社の議決権比率の１００％ に当たります。

当社は、放送法上の関連事業持株会社であり、ＮＨＫグループの子会社の業務の効率化を図るとともに、ガバナンス強化、経営管理の高度化を推進することを目的に設立されました。統一的な経営理念の元で、管理間接部門の業務集約や重複業務の見直し等を進め、傘下子会社の組織のスリム化を図ってまいります。

（２） 親会社との間の取引に関する事項

当社は、NHK との取引について、NHK との間で事前に定めた取引基準により、一般に公正かつ妥当な取引条件で実施しております。当社取締役会は、これらの取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

（３） 重要な子会社の状況

名称	出資比率	主要な事業内容
（株）ＮＨＫエンタープライズ	１００％	放送番組の制作等
（株）ＮＨＫエデュケーショナル	１００％	教育・教養番組の制作等
（株）ＮＨＫグローバルメディアサービス	１００％	ニュース番組など放送番組の制作
（株）ＮＨＫプロモーション	１００％	放送番組に関連した催物の企画、実施
（株）ＮＨＫアート	１００％	放送番組の制作に係る美術業務

１３．主要な借入先と借入額

該当事項はございません。

Ⅱ．会社の株式に関する事項

１．発行可能株式総数　　３，０００，０００株

２．発行済株式の総数　　１，１７２，７１４株

（自己株式数　　１７２，７１４株）

３．議決権総数　　１，０００，０００個

４．期末株主数　　１名

５．株　主

株　主　名	持　株　数	持株比率
日本放送協会	1,000,000 株	100%

注：上記の表の持株比率には当社所有の自己株式（172,714 株）は含めておりません。

Ⅲ．会社役員に関する事項

１．役員の地位、氏名、担当、兼職の状況

（２０２３年３月３１日現在）

地　位	氏　名	担　当	他の法人の代表または重要な兼職の状況
代表取締役社長	春原　雄策	全体統括	
取締役	宮内　達次	全体統括補佐	
取締役（非常勤）	河内　秀則		㈱ＮＨＫエンタープライズ専務取締役
監査役（社外）	木村　弘巳		㈱ＮＨＫグローバルメディア監査役（非常勤）
監査役（社外）	高橋　正美		
監査役（非常勤）	小山　雅典		ＮＨＫ内部監査室監査部長

注１：2022 年 12 月１日付で、春原雄策が代表取締役社長に、宮内達治が取締役に、河内秀則が取締役（非常勤）、木村弘巳および高橋正美が監査役（社外）に、小山雅典が監査役（非常勤）に就任しました。

注２：監査役（社外）高橋正美は、企業経営に高い見識を持ち、ＮＨＫ経営委員会委員・監査委員を経験しており、内部統制に関する知見を有し放送事業にも高い見識を持っています。また、監査役（社外）木村弘巳は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

２．取締役・監査役の報酬総額

（単位：千円）

役員部分	報酬の総額	報酬等の種類別の総額		対象役員数
		定額部分	変動部分	
取締役 （社外役員を除く）	９，０８０	９，０８０	－	２人
監査役 （社外役員を除く）	－	－	－	１人
社外役員	２，８００	２，８００	－	２人

注：非常勤取締役１人、非常勤監査役１人に対しては、報酬を支払っておりません。

３．社外役員に関する事項

社外監査役

社外監査役の木村弘巳と高橋正美は、当期に開催された取締役会に２回出席［３回開催中］、監査役会に２回出席［２回開催中］し、当社の業務執行における適正性確保の観点から提言をしています。

Ⅳ．会計監査人の状況

１．会計監査人の名称

ＥＹ新日本有限責任監査法人

２．会計監査人の報酬等

公認会計士法第２条第１項の業務に関する報酬　　６，９００千円

注１：当社の監査役会は、当期の監査予定時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬について、会社法第３９９条第１項および第２項の規定による同意を行っています。

３．会計監査人の非監査業務の内容

該当事項はございません。

４．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第 340 条第 1 項各号に掲げられている事由およびこれに準ずる事由等を会計監査人の解任または不再任の決定根拠としております。

５．会計監査人の責任限定契約の内容

該当事項はございません。

Ｖ．業務の適正を確保するための体制および運用状況

１．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第３６２条第４項第６号の規定や会社法施行規則の規定に従い、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム） について、以下のとおり、取締役会で決議しています。

（２０２２ 年１２月 １日　取締役会決議）

１．当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社は取締役、社員を含めた行動規範として、「ＮＨＫメディアホールディングス倫理・行動憲章と行動指針」を定め、これらの遵守を図っている。
また、コンプライアンスを確保するため、「リスクマネジメント委員会運営に関する規程」を定め、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社的に法令遵守が確保される体制をとっている。

②取締役会については、「取締役会規程」が定められ、その適切な運営が確保されており、定例で開催するほか、必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に職務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止している。万一、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役会に報告するなどして、法令・定款違反行為の未然防止の徹底を図っていく。

③コンプライアンス関連の研修、啓発、社員総会などによる意識づけに努め、全社的な法令遵守の一層の推進を図るとともに、「稟議規程」「経理規程」により、取締役、社員の職務執行の透明性を向上させる。

２．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①「株主総会議事録」「取締役会議事録」については、適切かつ確実に保存・保管されている。

②「文書管理規程」に定められた文書の扱いを遵守することにより、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に適正を期す。

３．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、当社の事業に係るリスクとして、投資的リスク、企業機密への不正アクセス・漏洩等情報セキュリティ的リスクなどを認識し、信用調査、対応マニュアルの整備等を進めている。また、公共放送グループの一員として、公金の扱いについては特に厳正を期し、万が一にも社会的な指弾を受けることのないよう注意を払っている。さらにＮＨＫグループ全体にかかわるリスクについては、「ＮＨＫグループコンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する規程」にもとづいて、ＮＨＫに、速やかに報告・連絡することになっている。

②新たなリスクが発生した場合には、必要に応じ、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

４．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①職務権限および職制を定め、職務権限と責任および指揮命令系統を明確にしている。

②重要な意思決定については、取締役会などにより多面的に検討し、慎重に決定する仕組みを設けている。

③中期経営計画およびそれを受けた年度事業計画を策定し、事業ごとの目標値を設定し、業績を把握し、適宜見直しを行っている。

④さらに効率的に職務を執行するために、内部統制との関係を考慮しつつ、案件に応じた職務権限の委譲を検討していく。

５．当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①親会社にあたるＮＨＫの子会社等の事業が適切に行われることを目的として、「関連団体運営基準」により、事業運営およびこれに対するＮＨＫの指導・監督等に関する基本的事項が定められており、当社も該当している。

②ＮＨＫは、「関連団体運営基準」に関する事項およびＮＨＫが指定する事項につ

いて、監査法人等に委嘱して関連団体の業務運営状況調査を実施し、監査法人等の報告に基づき、関連団体に対し必要な指導・監督を行っており、当社も該当している。

③ＮＨＫの監査委員は、ＮＨＫ役員の職務の執行を監査するため必要があるとき、当社の事業の報告を求めたり、当社の業務および財産状況を調査できることになっており、その場合には、当社は、適切な対応を行う。

④ＮＨＫは、全国民の基盤に立つ公共放送の機関として、不偏不党の立場を守って、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで、良い放送を行うことを目的とした法人である。

また、放送法により、ＮＨＫに対する公共的規制は、国民の代表である国会を中心として行われ、毎年度の予算・事業計画は国会での承認を要している。

ＮＨＫには、経営方針その他その業務の運営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する経営委員会が設置され、会長等による業務の執行と監督の機能とが明確に分離され、適正なガバナンスが確保されており、業務の実施にあたっては、「ＮＨＫ倫理・行動憲章」「行動指針」の策定、「通報窓口」の整備などにより、適正が確保されていると理解している。

⑤当社の子会社等については、定期的に業務報告を受けており、取締役などによって、日常的にチェックが行われている。

また、子会社等のコンプライアンスについては、子会社等の社長を責任者とする体制を整備し、法令遵守にあたることになっている。

６．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役からの求めがあった場合には、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社社員から監査役補助者を任命する。監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等については、監査役会の同意を得た上で、取締役会が決定する。

②監査役補助者は、当社業務を兼務することができるが、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

７．当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役または使用人は、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項の内容を、監査役にそのつど報告するものとする。

②監査役は、いつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

③当社は、監査役に報告をした者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

８．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い等に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い、負担した債務の弁済等の請求があったときは、当該請求に係る費用または債務が、監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、当該費用または債務を処理する。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役３名（うち、非常勤取締役１名）で構成されていて、社外監査役２名を含む３名の監査役も出席し、業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに重要事項の審議・決議を行っています。

また、監査役は、取締役会のほか月２回開催する全社会議など社内の重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況や内部統制、コンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備していて、経営監視機能の強化および向上を図っています。

コンプライアンスに関する取り組みの状況では、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を開催し、コンプライアンスやリスクマネジメントに関する報告や決定が行われています。また、全役員、社員等を対象とした研修活動も定期的に実施してコンプライアンスの徹底を図っています。

３．業務の適正を確保するための体制の評価

全社的な内部統制について、「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング」「ＩＴへの対応」という６つの観点から、整備状況および運用状況の有効性を評価しました。また、業務上重要なリスクを抽出した上で、必要な対応が実施されていることを評価しました。

評価の結果、２０２３年３月３１日時点における当社の内部統制は、概ね有効であると判断しました。

※以上の報告の記載金額については、表示単位未満は切り捨てて表示しています。